

電子請求書

La facturation électronique

2020年1月1日以降、すべての事業者が、国、地方自治体、公共団体との契約の場合、Chorus Proと呼ばれるポータルを利用して請求書を電子的に送付することが義務付けられています。

2024年財政法第91条は、請求書の電子化に関する新たな移行スケジュールを定めており、大企業および中堅企業は2026年9月1日から、中小企業および零細企業は2027年9月1日から施行となります。

I – 電子請求書とは

電子請求書とは、電子化された形式で発行、送信、受領される請求書で、以下のいずれかを必ず含みます。

- 適格な電子署名
- 適格な電子印鑑

それにより、「紙」の請求書や通常の PDF とは区別されます。

この書類は特定の法的および税務的な制約に準拠する必要があります。:

- 請求書 (商法 L. 441-9 条)
- 電子化書類 (一般税法. 289 および 289-0 条).

II – 的確な電子署名とは

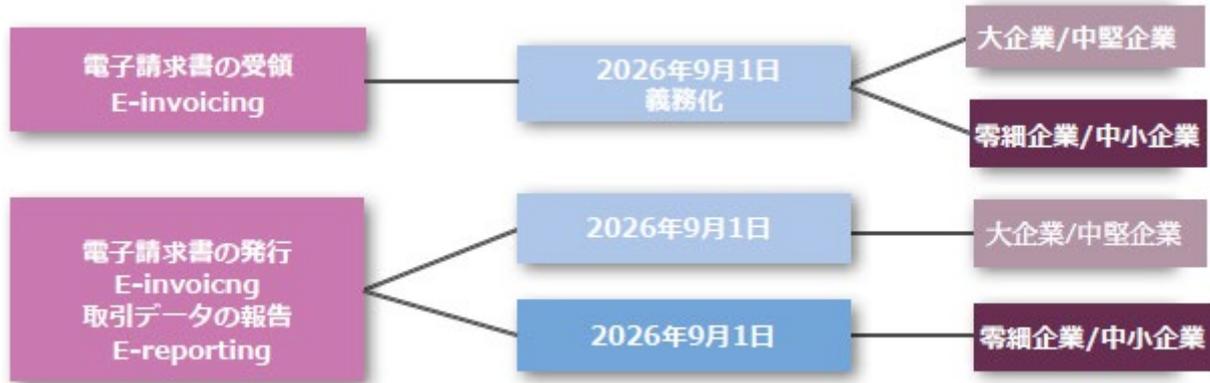
適格な電子署名とは、署名された文書の完全性を保証、請求書に署名する人物を認証し、請求書の発行に対する本人の同意を確認するものです。適格な電子署名は、自然人のみが行うことができます。

III - 適格な電子印とは

適格電子印は、企業が電子請求書を保護することを可能にするもので、認証された電子印作成装置を使用して作成される高性能な電子印です。

2023年5月16日の政令によれば、適格電子印を作成できるのは法人だけとなっています。

IV - 電子請求書 (E-invoicing) および電子報告 (E-reporting) 導入の新たなスケジュール



2026年9月1日よりすべての VAT 課税対象企業に電子請求書の受領が義務付けられます。

- **2026年9月1日**より、大企業および中堅企業カテゴリーの VAT 課税対象企業に電子請求書および電子報告システムの導入が義務付けられます。
- **2027年9月1日**より中小企業および零細企業カテゴリーの VAT 課税対象企業に電子請求書および電子報告システムの導入が義務付けられます。

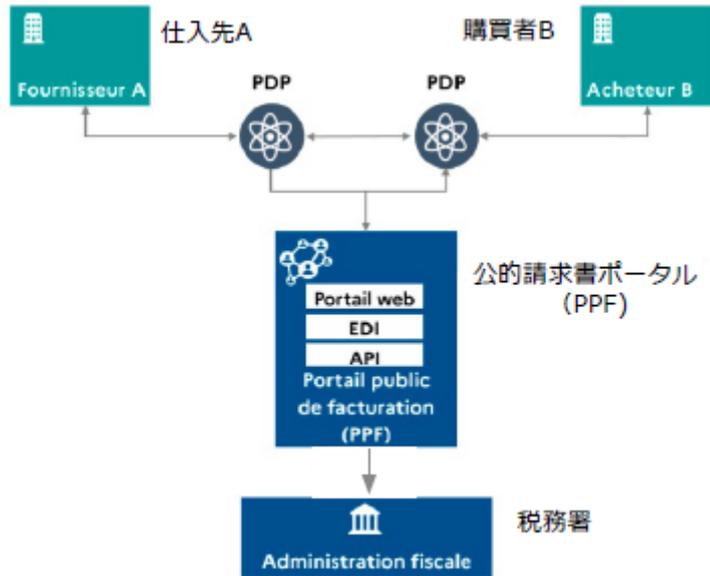
V - 電子請求書 (E-Invoicing) とは

E-インボイスは、VAT が課税されるフランス国内の企業間における物品および/またはサービスのすべての購入および販売に適用されます。

請求書には新たな必須情報を記載することが義務付けられます

- SIREN 番号
- 顧客の住所と異なる場合は、商品の配送先住所
- 請求書の対象となる取引が、物品または役務の供給のみであること、またはこれら 2 種類の取引があることを示す情報
- サービス業者が請求書発行と同時に VAT を納付するオプションを選択した場合、その旨記載
- VAT の軽減税率または免除適用を認める一般税法の条文リファレンス

VI - フランスの VAT 課税業者 2 社間での請求書受渡しスキーム



このシステムによってサプライヤーとその顧客との間で発行された全ての請求書が税務当局に通知されるようになり、最終的には VAT 申告書が事前記入されるようになります。

VII - 提携する電子化プラットフォーム (PDP)

PDP は税務当局に登録された民間事業者で、以下の業務が義務付けられています。

- 電子化された請求書の授受
- 提出書類の適合性のコントロール
- 総合名簿更新のためのデータ提供
- 原本であることを保証の上で電子請求書を送信
- 文書の相互運用性と可用性の保証
- 送信されたフローを正しく管理することの保証
- E-invoicing と E-reporting データを正確に行政へ送信することの保証

PDP は各企業が選択します。